



夕張市教育委員会
教育情報セキュリティポリシー
—教育情報セキュリティ基本方針—

令和 8 年 7 月

【目 次】

はじめに 1

【 教育情報セキュリティ基本方針 】

第1条（目的） 2

第2条（用語の定義） 2

第3条（職員及び教職員の遵守義務） 3

第4条（対象とする脅威） 3

第5条（適用範囲） 3

第6条（教育情報セキュリティ対策） 3

第7条（教育情報セキュリティ対策基準の策定） 5

第8条（教育情報セキュリティ実施手順の策定） 5

第9条（評価・自己点検による見直しの実施） 5

はじめに「夕張市教育委員会 教育情報セキュリティポリシー」について

夕張市教育委員会 教育情報セキュリティポリシーとは、夕張市教育委員会及び市立学校が保有する教育情報資産に係る情報セキュリティ対策を総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたものである。

現在、教育現場では GIGA スクール構想の推進により、一人一台端末やクラウドサービスを活用した学習環境の整備が進められている。夕張市においても、端末の活用が日常化し、統合型校務支援システムやクラウドサービスの利活用など、教育現場のデジタル化は加速度的に進んでいる。ICT は学習・校務の両面で不可欠なツールとなり、その利用範囲は学校内にとどまらず、家庭学習等にも広がっている。

一方で、学校が取り扱う情報には、児童生徒、教職員、保護者等の個人情報や、校務運営に関わる重要な情報が多数含まれており、それらが漏えい、改ざん又は滅失等した場合、重大な権利侵害や信頼失墜につながるおそれがある。

教育情報セキュリティポリシーは、教育情報資産の適切な管理及び情報セキュリティの確保を図るための基本的な考え方、体制及び運用方法を定めるものである。また、本ポリシーを教育委員会及び市立学校の全職員に周知・徹底し、教育情報資産及び個人情報の適切な保護を図ることを目的とする。

さらに、技術の進歩や社会情勢によりセキュリティを取り巻く急速な状況の変化に柔軟に対応することも必要であるため、情報セキュリティ水準の向上を図るには継続的な評価・見直しを実施する必要がある。また、ICT 機器の管理については、GIGA スクール構想の実現に向け、令和 5 年 3 月に文部科学省が「GIGA スクール構想の下での校務 DX について」を公表し、その中で「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂が示された。これを踏まえ、ICT 機器の管理に加え、その運用及びセキュリティに関する事項を盛り込んだ「夕張市教育委員会 教育情報セキュリティポリシー」策定することとした。

以上を踏まえ、本教育情報セキュリティポリシーを策定するとともに、その基本方針に基づき、教育情報セキュリティ対策基準及び教育情報セキュリティ実施手順を定め、教育情報資産の適切な管理及び情報セキュリティ対策の徹底を図るものとする。

【 教育情報セキュリティ基本方針 】

第 1 条（目的）

本基本方針は、夕張市教育委員会及び市立学校が保有する教育情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、必要な事項を定めることを目的とする。

デジタル技術の進歩等により、教育行政及び学校教育における DX の実現が期待されている。一方で、学校教育で取り扱う情報には、職員及び児童生徒の個人情報など、部外に漏えい等した場合に重大な影響を及ぼす情報が多数含まれている。教育情報資産及びこれを取り扱う情報システムを様々な脅威から防御することで、職員及び児童生徒・保護者のプライバシーを守るとともに、全てのネットワーク及び情報システムに高度な安全性を確保することで、各種業務の安定的かつ柔軟な運用を図る。そのために、教育委員会及び学校の情報セキュリティ対策の基本的な事項を定めることを目的とする。

第 2 条（用語の定義）

この基本方針における用語の意義は、次の表のとおりとする。

用 語	定 義
教育情報セキュリティポリシー	本基本方針及び教育情報セキュリティ対策基準及び教育情報セキュリティ実施手順の総称。
教育情報資産	学校及び教育委員会が保有する情報、並びにそれらを管理するシステム、機器、電磁的記録媒体、紙媒体の文書等。（校務系情報及び学習系情報を含む）
機密性	認可されたものだけが情報にアクセスできる状態を確保すること。
完全性	情報資産及び処理方法が、改ざんや破壊がなく正確で完全な状態を維持すること。
可用性	認可された利用者が、必要な時に中断なく情報資産にアクセスできる状態を確保すること。
DX	デジタルトランスフォーメーション。デジタル技術を浸透させることで、業務プロセス、組織文化、教育活動の在り方そのものを変革すること。
不正アクセス	権限のない者が、認証情報の不正使用その他の方法により、情報システムに不正にアクセスする方法。
サイバー攻撃	ネットワークを介して、システムの機能停止、情報の窃取、改ざん等を目的として行われる悪意のある行為。（マルウェア感染等を含む）
クラウドサービス	ネットワーク経由で、サーバやソフトウェア等のコンピューティング資源をオンデマンドで提供するサービスのこと。
教育情報システム	教育情報を処理、保存又は管理する情報システム及び関連サービスをいう。校務支援システム、学習管理システム、授業支援アプリケーション等を含む。

第3条（情報セキュリティの遵守義務）

教育委員会及び学校が保有する教育情報資産に関する業務に携わる全ての教職員等（教職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員等）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行に当たって、関係法令、教育情報セキュリティポリシー及び教育情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

第4条（対象とする脅威）

教育情報資産に対する脅威として、次に掲げるものを想定し、教育情報セキュリティ対策を実施する。

- （1）サイバー攻撃（不正アクセス、マルウェア、サービス不能攻撃（DoS 攻撃）等）や部外者の侵入、内部不正による情報の漏えい・破壊・改ざん・窃取等
- （2）教育情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス等による教育情報資産の漏えい・破壊・消去等
- （3）災害（地震・落雷・火災・停電等）による電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害及びサービス又は業務の停止等
- （4）感染症の大流行等による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- （5）クラウドサービスのサービス遅延や停止、回線障害等の外部サービスに依存する情報システムを利用した業務の中断

第5条（適用範囲）

本基本方針は、学校及び教育委員会が保有する教育情報資産並びにこれを取り扱う全職員及び外部委託事業者等に適用する。

本基本方針が対象とする教育情報資産は、次のとおりとする。

- （1）ネットワーク及び教育情報システム並びにこれらに関する設備、電磁的記録媒体、紙媒体
- （2）ネットワーク及び教育情報システムで取り扱う情報（教育活動に関する情報、学校運営及び教育行政事務に関する情報、これらを印刷した文書等を含む）
- （3）教育情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

第6条（教育情報セキュリティ対策）

第4条に示す脅威から教育情報資産を保護するために、次に掲げる教育情報セキュリティ対策を講じる。

- （1）組織体制

教育委員会は、情報セキュリティ対策を実施するための組織体制、権限及び責務について、「教育情報セキュリティ対策基準」に定める。

(2) 教育情報資産の分類

教育情報資産を重要性に応じて重要性分類ⅠからⅣまでに分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。分類は、教育情報資産の機密性、完全性及び可用性に基づき総合的に判断する。

重要性分類Ⅰ	漏えい、改ざん又は滅失した場合に、教職員、児童生徒、保護者等の生命、財産、プライバシー又は学校運営に重大な影響を及ぼすもの。
重要性分類Ⅱ	漏えい、改ざん又は滅失した場合に、学校事務及び教育活動に重大な影響を及ぼすもの。
重要性分類Ⅲ	漏えい、改ざん又は滅失した場合に、学校事務及び教育活動に軽微な影響を及ぼすもの。
重要性分類Ⅳ	漏えい、改ざん又は滅失した場合に、影響がほとんどないもの。

(3) 物理的セキュリティ対策

情報システムを設置する施設等への不正な立入りの防止、通信回線及び情報機器の管理等、物理的な対策を講じる。

(4) 人的セキュリティ

教育情報セキュリティに関し、全教職員が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(5) 技術的セキュリティ

アクセス制御、多要素認証の導入、不正プログラム対策、ネットワーク監視等の技術的対策を講じる。

(6) 運用管理

教育情報システムの監視、教育情報セキュリティポリシーの遵守の確認、外部委託時における情報セキュリティの確保等、運用面における対策を講じる。また、教育情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(7) 外部委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

外部委託を行う場合は、委託事業者を適切に選定するとともに、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認する。

外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合は、利用に係る規定を整備し、必要な対策を講じる。また、ソーシャルメディアサービスを利用する場合は、運用手順、発信可能な情報及び責任者を定める。

第7条（教育情報セキュリティ対策基準の策定）

第6条に規定する対策等を実施するにあたり、具体的な遵守事項及び判断基準を定める「**教育情報セキュリティ対策基準**」を策定する。教育情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより夕張市の教育行政及び学校運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、原則として非公開とする。

第8条（教育情報セキュリティ実施手順の策定）

教育情報セキュリティ対策基準を遵守して教育情報セキュリティ対策を実施するために、具体的な実施手順を定める。そのため、教育情報セキュリティ対策基準に基づき、「**教育情報セキュリティ実施手順**」を作成するものとする。教育情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより夕張市の教育行政運営及び学校運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、原則として非公開とする。

第9条（評価・自己点検による見直しの実施）

情報セキュリティを取り巻く状況の変化への対応や、教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するために、定期的に評価及び自己点検を実施する。見直しが必要な場合は、適宜、見直しを行う。

施行期日

この方針は令和8年7月22日から施行する。